

令和5年度 第1回池田市総合教育会議 議事録

日 時：令和5年7月24日（月）午後3時30分～午後4時30分

会 場：池田市役所 3階 議会会議室

出席者：瀧澤市長、田渕教育長、小林委員、木村委員、辻村委員、尾松委員

＜事務局＞

25人

傍聴者：1人

1. 開会

＜市長＞

- ・みなさま大変お忙しい中ご出席いただき、感謝申し上げます。
本日は令和5年度第1回目の総合教育会議である。前回は令和5年2月に開催したので、約半年ぶりの開催となる。
- ・尾松委員は今回初めてご出席いただくということで、よろしく願い申し上げます。
- ・総合教育会議は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策等について協議する会議である。これからの教育行政の在り方や取り組むべき方向性等について、みなさまと意見交換ができればと考えている。
- ・本市では令和5年度から10年間を期間とする「第7次池田市総合計画」がスタートした。めざすまちの将来像を「笑顔あふれる豊かな暮らしを未来につなぐ みんなが大好きなまち」と位置づけ、教育をはじめ各分野の施策に取り組んでいるところである。
- ・本日の総合教育会議では、2つの案件を予定しており、1つ目の案件は「池田市教育大綱の改訂について」である。この度の第7次総合計画の開始に伴い、先に申し上げたまちの将来像の実現に資するよう教育大綱の改訂を予定しており、みなさまにご意見を求めるものである。2つ目の案件は「池田市のいじめの現状と今後の対策について」である。市内の学校におけるいじめの現状を踏まえ、子どもたちが安心して学校生活を送るための対策について、意見交換をさせていただきたいと考えている。
- ・限られた時間ではあるが、みなさまには忌憚のないご意見をいただくようお願い申し上げます、開会のご挨拶とさせていただきます。

2. 議事

(1) 池田市教育大綱の改訂について

<事務局から説明>

- 教育大綱の概要とこれまでの経過、そして今回の改訂に至る背景について総合政策部からご説明する。
- 教育大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、いわゆる地教行法の規定により、総合教育会議において協議の上、地方公共団体の長が策定するものとされている。平成26年の地教行法の改正により、総合教育会議の設置及び教育大綱の制定に係る規定が新設された。これを受け本市においては、平成27年度に開催した池田市総合教育会議での協議を経て、平成28年1月25日に「池田市教育大綱」が策定されたところである。なお、本市では、平成24年度から令和5年度の12年間を計画期間とする「池田市教育ビジョン」が先に策定されていたので、池田市教育大綱が掲げる基本理念と教育方針は、同ビジョンが掲げるもの同一の内容とした。現行の池田市教育大綱は3つの基本理念と5つの教育方針から成っている。
- 冒頭に市長が申し上げた通り、本市では本年度から第7次池田市総合計画を開始している。一方で、現行の池田市教育ビジョンは、本年度末で終了となる。このため、第7次総合計画がめざすまちの将来像等に鑑み、令和6年度以降の教育施策の在り方を示すために、同ビジョンの改訂を教育委員会事務局において検討されているものと承知している。
- こうしたことを踏まえて、2つの方向性の案をお示ししたい。1つは、教育を含むあらゆる施策の根幹となる池田市総合計画を今回改訂したことを踏まえ、そのめざすまちの将来像の実現に資するよう、池田市教育大綱についても所要の改訂を行うということ。もう1つは、教育委員会事務局が現在検討中である池田市教育ビジョンの改訂にあたっては、今回改訂する池田市教育大綱の基本理念及び基本方針を十分に踏まえることで、総合計画・教育大綱・教育ビジョンの調和、連関性を確保いただくということである。これら3つの役割、関係性をしっかりと整理することで、池田市として方向性を明確に、教育施策を推進していきたいと考えている。総合政策部からの説明は以上。
- 次に、池田市教育大綱の改訂案の基本理念と基本方針について、教育部よりご説明する。
- 急激な社会変化が進み、予測困難な時代を迎えている今、教育においても、新たな時代に対応した抜本的な改革が求められている。教育の意義と価値、生涯にわたる学びの在り方を改めて問い直すとともに、変化が激しい今だからこそ、教育の本質を見つめ返すことが求められる。
- このような教育の大きな変革期にあたり、本市におけるこれからの教育の方向性として、教育大綱の改訂案をお示しする。3つの基本理念については、基本

的に現行の理念を継承している。基本理念1及び2については、内容の変更は行わず、文言の整理のみを行うこととし、基本理念1は「一人ひとりの生命と人権を大切にし、心のかようないとなみを」を「一人ひとりの生命と人権を尊重した、心のかようないとなみを」に、基本理念2は「生涯にわたって学ぶ意欲と展望を持ち、心の豊かな人づくりを」を「生涯にわたり培う学ぶ意欲と展望を持った、心の豊かなひとづくりを」に改めている。基本理念3については、これまで大切にしてきた「学校・家庭・地域社会の連携」を土台とし、多様な人々との協働による創造的なまちづくりへと取組の発展を図ることとし、「学校・家庭・地域社会の連携を深め、心のなごむまちづくりを」を「多様な人々との協働と創造をめざす、心のなごむまちづくりを」に改めている。「心のかようないとなみ」「心の豊かなひとづくり」「心のなごむまちづくり」の3つの基本理念を、急激な社会変化の中でも変わることのない教育の本質的価値として、今後も「教育のまち池田」の根幹に位置づけていく。

- ・続いて4つの基本方針についてご説明する。基本方針については、これからの時代に適応した教育を実現するため再編することとし、現行の5つの基本方針「社会で生きる実践的な力を育てます（キャリア教育、コミュニケーション力育成等）」「豊かな心としなやかな身体を育てます（望ましい生活習慣、体力向上等）」「信頼される学校づくりを推進します（教育環境整備、学校園連携、教職員資質向上等）」「地域全体で子どもを守り育てる体制づくりを推進します（学校・家庭・地域の連携、親学習等）」「『教育のまち池田』らしい生涯学習社会の実現をめざします（社会教育施設整備、社会教育振興等）」を、改定案では4つの基本方針「時代の変化に対応した資質・能力の育成」「すべての可能性を伸ばす環境の構築」「安心して学び合える魅力ある学校園づくり」「家庭・地域・社会における主体的な学びの推進」に改めている。なお、現行の基本方針には、カッコ内に取組の具体例を示しているが、改定案では具体例を記載していない。以下、口頭にてご説明する。教育方針1の「時代の変化に対応した資質・能力の育成」については、主な内容として「確かな学力の育成」、「豊かな心と健やかな体の育成」、「未来を切り拓く力の育成」、「社会形成に参画する力の育成」等を含んだものとなっている。個人と社会のウェルビーイング実現に向けて、急激な社会変化にも対応できる資質・能力をすべての学校園にて育てていく。教育方針2の「すべての可能性を伸ばす環境の構築」については、主な内容として「一人ひとりに寄り添う支援教育」、「協働的な集団づくりと学びの場の選択肢」、「幼児教育の発展的充実」、「一貫教育による学びの連続性」等を含んだものとなっている。教室で学ぶことができない児童生徒の増加、支援を必要とする児童生徒の教育的ニーズの多様化等、学校園における多様な課題に対し、誰一人取り残すことのない教育を実現していく。教育方針3

の「安心して学び合える魅力ある学校園づくり」については、主な内容として「教職員の資質・能力の向上」、「子どもの安全を守る体制づくり」、「教育の質を高める教育環境の整備」、「子どもの健康保持増進」等を含んだものとなっている。安全・安心な教育環境を基盤に、教育の質の向上を図ることで、魅力ある学校園づくりを支えていく。教育方針4の「家庭・地域・社会における主体的な学びの推進」については、主な内容として「家庭・地域の教育力向上」、「生涯を通じた学びの推進」、「社会教育施設の活用促進」、「スポーツ振興と歴史・文化の継承」等を含んだものとなっている。生涯を通じて学び、その成果を地域での活動に活かすことで「学びと活動の好循環」を生み出し、個人の成長・幸せと持続的な地域コミュニティを共に実現していく。

- ・冒頭、総合政策部よりご説明した通り、教育委員会では、現在「池田市教育ビジョン」の改訂に向けて、検討を進めているところである。第7次総合計画に示されているめざすまちの将来像の実現に資するよう、教育大綱において示された基本理念と基本方針を踏まえ、「教育のまち池田」らしい特色ある教育の実現をめざしていく。議題についての説明は以上。

<市長>

議題についてみなさまのご意見をお聞きしたい。

<小林委員>

- ・基本的に軽微な修正と読ませていただいた。基本理念3の「多様な人々」は、現在各所で問題となっているダイバーシティを強調した内容だと思った。本市においても企業に多くの外国籍の方が就業している実情があり、また LGBT のことについても今後議論する必要があると思うので、時代の変化を勘案したのだと感じた。
- ・基本方針について、現行の「社会で生きる実践的な力」は個人的に好きな言葉だったが、SDGs やグリーントランスフォーメーション、デジタルトランスフォーメーション等、あらゆる時代の変化に対応することが必要とされており、その内容も改定案に含まれていると思料した。
- ・基本方針2の「すべての可能性」について、日本の人口は減少していく中で若手が少ないという社会構造は昔から変化していない。今後先生方が若手の「すべての可能性」を伸ばしながら社会を構成する人を教育していくのだろうと期待を持っている。人口が少なくなっていく中で、インクルーシブな考え方が非常に大切なことだと感じた。

<辻村委員>

- ・基本方針1の「時代の変化に対応した資質」について、時代がどのように変化していくか分からない中、考えて実行に移す力、価値観、自分の良心、思考力等を指すと想像している。本質的なことから課題を見つけて行動する力、根本的な生きる力を育んでほしい。基本理念1の「一人ひとりの生命と人権を尊重した」と基本理念3の「多様な人々との協働と創造をめざす」について、孤立する前に必要なときに他者に頼れる社会でなければならないと考えている。多様性が尊重される一方でヘイトスピーチやSNSの言動問題が過熱する息苦しい世の中にもなりつつある。人の自由も自分の自由も認めていける、フラットな考え方を教育の中で育んでほしい。最後に、全体を通じて「学び」という言葉に置き換わっているのが最近の傾向かと思っている。教育は大人から子どもに一方的に行うものだったが、今は子ども自身が学べる状況を作るもの、という意味だと認識している。これからの教育のあり方という意味ではぜひとも実現してほしいと思っている。

<尾松委員>

- ・基本理念3の「多様な人々」について、特異的なところを伸ばしたいという人も受け入れる社会になってほしい。今の世の中はとがったところがない人を求めているような気がしている。特異的な考えを受け入れる懐の深い人間を小学生のうちから育ててほしい。基本方針2の「全ての可能性を伸ばす」について、とても難しいことではあるができるだけそれぞれの子どもの良いところを伸ばしてあげてほしい。「一流は人を残す、二流は物を残す、三流は金を残す」というが、学校の先生は一流で人を残すような人になってほしいと思う。

<木村委員>

- ・基本理念と基本方針の目指す先は、どの子どもも自己肯定感をもって育ってもらいたいということではないかと考えている。また保護者の方にもこの理念と方針を理解いただき安心して子どもたちを託してもらいたい。コロナ禍で先生方は、様々な工夫や対策を考え取り組んでくださったものと思う。それによって導入された新しいことを活かしつつ教育大綱の改訂に向けて新たな一歩を踏み出していきたいと考えている。

<教育長>

- ・教育大綱の策定は、現行の教育委員会の制度そのものが変わることをきっかけに行われたものである。平成28年1月25日に現行の教育大綱が策定されたが、今年度から第7次総合計画がスタートし、教育ビジョンが最終年度を迎えたこともあり、総合計画、教育大綱及び今後作成する教育ビジョンをどうい

う位置づけで議論していくか、という中で今回総合政策部から提案をいただき、まずは教育大綱をしっかりと議論して、その趣旨を教育ビジョンに落とし込んでいきたいと考えている。

この間、デジタルトランスフォーメーションの流れの中で1人1台タブレットを持つ等、授業の在り方や教育環境が大きく変わった。令和2年3月より2か月半は新型コロナウイルス感染症感染拡大による休校措置をとり、学校再開後は行事やオンライン授業を実施する等様々な工夫をして運営してきたところである。さらに根底には教職員の働き方改革の問題がある。これからの学校教育がどうなるのか、本市の社会教育にどうつながっていくのかを考慮しながら教育ビジョンを策定する必要があり、その根幹が教育大綱ではないかと考えている。

4つの基本方針が教育ビジョンの中でどのようにつなげていくのかについては、教育委員会事務局で今後しっかり作り上げていく。

- 教育をめぐる社会情勢の変化が激しい中で、現行の教育ビジョンは12年間に3期に分けた仕組みになっていたが、次期教育ビジョンは時代の変化に即した短いスパンで見直しが必要であり、背景にある社会情勢等の変化をしっかり捉えて作り上げていかねばならないと考えている。

<市長>

- 教育大綱は教育委員会と連携をしながら取り組んでいるものである。策定において、基本理念については、本質や教育の意義を大事にしている。その背景には、これまで本市が積み重ねてきた人と人とのつながりがあり、これからの時代に対応できる力をつけていくことが重要だと考えている。
- 教育現場においては、コロナ禍で学校と保護者の関わり方が変化したと感じているところ。タブレット導入が急速に進み、それに関わる環境面の課題もある。こうした道具は効果的に活用してほしいが、子どもたちがあっという間に使いこなす一方で、保護者がついていけないと感じる。先生方のスキルに差が生じているという懸念もあるので研修等の充実が必須だと思っている。
- この4月から教育支援員が配置されたが、支援の在り方についてこれまでになく対応が求められている。またインクルーシブの考え方について文科省から通知があったが、本市は大きな混乱もなく丁寧にスタートできている。生涯教育においては、文化・スポーツ・芸術の活動が、健康意識の向上や地域貢献につながっていくと考える。
- みなさまのご意見を踏まえて教育大綱の改訂を進めさせていただきたいと思うのでよろしくお願ひしたい。

(2) 池田市のいじめの現状と今後の対策について

<事務局から説明>

- ・「全国のいじめの認知件数」について。いじめについては、いじめ防止対策推進法ができた時から、重大事態に至る前に積極的に認知し、軽微なうちに早期発見、早期対応となっているため、全国値及び本市の数値も年々増加傾向にある。
- ・「1, 000人あたりの認知件数」に換算すると全国と大きな差があり、小・中学校ともに全国値より少ない。本市の経年で見ると、いじめの認知件数は年々増加傾向にあるが、全国と比べるとまだまだ少ない状況である。
- ・次に「どのようないじめの状況であったのか」という態様についてご説明する。本市の小・中学校ともに多いのは「冷やかしやからかい、悪口等嫌なことを言われる」である。小・中学校ともに令和3年度の数値が全国と比べて高くなっている部分は、「金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする」という項目である。また小学校で特徴的なのは、「パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる」という部分である。ネットいじめに関しては、全国でも増加傾向にあるが、本市の小学校では全国と比べると5倍以上となっている。またネット上のいじめは、周りが見つけにくいという問題もある。年齢も少し下がってきている傾向にあるので、情報モラル等に関する研修等が引き続き必要だと感じている。
- ・次に「いじめの発見のきっかけ」についてご説明する。令和3年度のいじめの発見のきっかけについて、小・中学校ともに「教職員が発見した」という項目が全国よりも低くなっている。教職員が発見した内訳をみたところ「アンケートによりいじめがわかった」という数値は、小・中学校ともに全国と比べてかなり低くなっている。子どもの援助希求、SOSの発信方法については課題だと認識している。また児童生徒がいじめアンケートや生活アンケートに記載していても、担任のみの対応にとどまり、組織で対応せずいじめ認知ができていない可能性も考えられる。学校教職員以外からの情報を見ると、先ほどとは逆で小・中学校ともに全国平均を上回っている。特徴的なのは保護者や地域からの情報が非常に高い点である。さまざまな考え方はあるが、1つは学校・家庭・地域が連携できている部分もあるかと分析している。
- ・いじめ重大事態発生件数については全国的に増加傾向にある。重大事態になると、子どもたちにとっても、よりしんどい状況が生まれるので、学校としては重篤なケースにならないよう、初期段階からの丁寧な対応が必要となる。またいじめは様々な背景が要因となっており、学校の先生だけでは対応が難しいケースも増加している。文科省のいじめ防止対策基本方針にもふれられてい

るが、いじめの対応については担任が抱え込むのではなく、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーといった専門家を含めたチーム支援体制のもと対応していくことが必要となる。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーは、対象となる児童生徒自身の情報収集や分析を行いながら状況を把握し、また本人及び保護者・関係者等の情報から背景を探っていくという教員とは異なる心理的・福祉的な観点からの見立てが大きな役割となる。

- ・今後のいじめへの対策について大きく2点あると考えている。まず1点目は、子どもたちが援助希求を出しやすいような仕組みづくりが必要であると考えている。まずは我々も各校のいじめアンケートや生活アンケートを集め、確認・見直しの検討や児童生徒との面談の実施、文部科学省が活用を推進している1人1台端末を活用した相談システムの運用等も活用の検討を行っているところである。2点目に、担任の先生が1人で抱え込まないようなチーム支援体制づくりの必要性についてである。学校組織として事案を適切に見立て、プランニングを行うためには情報共有が非常に重要となっている。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの勤務日数は月に2～4回程度の勤務である。スクールカウンセラーに関しては保護者や子どもの相談希望が増加しており、面談で埋まってしまうことが多い状況で、スクールソーシャルワーカーについては学園あたり1名の配置となっている。限られた時間の中で専門家を活用するために、いかにして情報共有を工夫して行うかが大きな課題となっている。情報共有のツールや仕組みとして、事案の記録シートやスクリーニングシートの活用、またスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカー担当者を管理職や担任以外で担ってもらい、窓口として連絡や情報共有に努めていただいているところ。校内の生徒指導会議に専門家が入っているケースもあるが、市内ではまだまだ少ないのが現状である。複雑な要因が絡み合う案件が増えている中、配置回数増も含めた検討が必要であると感じている。また教職員研修において、いじめの認知や対応に関する内容、例えば事例検討等を継続して行っていく必要もあると考えている。議題についての説明は以上。

<市長>

- ・議題についてみなさまのご意見をお聞きしたい。

<木村委員>

- ・初めは本当に些細なことがいじめに発展していくのだと思う。子どもたちが些細なことでも気軽に相談できる環境が必要であると考えている。また先生方も、重

大なことが起こってからではなく、学級での出来事の報告をもっと気軽に行える環境を作るべきと考える。いじめの認知をすることは悪いことでなく、認知をすることで早期解決につながるのではないか。働き方改革の中で時間をとるのが難しいかもしれないが、気軽に話し合える時間を作ってもらいたい。また報告だけで終わるのでなくサポートする組織が大事だと考える。多くの報告をもって、いじめの事案を減らしていける環境づくりや組織づくりに努めていただきたい。

<尾松委員>

- ・学校の先生が対応するのも大事だが、教育の中でいじめられた時にそれを回避する能力をつけることも重要。追い詰められた時に逃げていく出口を見つけてほしい。
- ・いじめの認知件数が少ないのではなくもしかしたら全体的にいじめの件数が少ないのかもしれないと思った。

<辻村委員>

- ・リアルでは悪口を言わないのにLINEでは言う、というのは情報モラルを教えるというより、根本の人権教育等を行うことである程度クリアできる部分があると思った。教育委員会の出張授業でスクールロイヤーが流行っている。スクールカウンセラー等の何かが起こった時に対処する方法もあるがそもそも法律的に考えて、いじめることの何が問題なのか人権的概念について議論を深めることが重要だと考える。またSNSの相談窓口を設置する等、子どもがSOSをだせる仕組みを作らなくてはならない。保護者や地域からいじめが発見されることも良いことだが学校サイドからも重層的に色々なチャンネルを用意して対処していくことが大事である。

<小林委員>

- ・本市における小学校のいじめの認知件数が低いように思う。本来発見されるべきいじめが発見されていないから低いのか、本市が平和だから低いのかによって違ってくると思うのでどのように分析しているのかが気になる。事故が起こる前に報告し、本当の事故を防ぐ「ヒヤリハット」ができているから低いのであれば問題ないが、何かしら発見されにくい状況が生まれているのであれば対処が必要である。認知件数が少ないことをどう分析していくのかが重要と考える。

<教育長>

- ・認知件数をどう捉えるかは非常に重要なことであると思っているが、認知件数が増加していることについては悲観的に考えておらず、むしろ認知が進んでいると捉えているし、今後もしっかり認知をするよう学校に指導していく必要がある。教育センターの担当に事案事象の報告があったときに、「これはいじめではないのか」と学校に返すケースがある。これからも積極的に認知できるような指導をしていく必要があると考えている。
- ・今後の課題について、子どもの声をしっかり受け止めていくという趣旨においては、いじめアンケートや生活アンケートだけでは十分ではないと考えている。アンケートの見直しや実施回数も含めて検討や工夫が必要である。大阪府でLINE相談の周知をしているが、子どもたちが持っている1人1台端末を活用して、悩み相談をしやすいシステム作りが必要である。
- ・いじめの問題や対応について法改正が行われているので、学校にも法に対する意識を強く持ってもらいたい。スクールロイヤーに相談や指導助言を求めるケースも増えており、スクールカウンセラーも配置しているが相談件数がオーバーフローしている状況である。学校現場としては、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家がより多く学校に配置されればもっと活用する余地があるのではと求めているところである。こういった校内体制をどう作っていくかについては重要な課題である。

<市長>

- ・いじめの件数が増加傾向にある。分析方法のご意見もいただいたが、やはり1人でも苦しんでいる子どもがいるということは辛いことである。子どもたちにとって学校は楽しい場所であってほしいので、今後、予算面を含めた努力が必要になってくると考える。SNSが広がって周りがいじめに気づきにくいケースが増えているように感じる。学校・家庭・地域の連携や早期発見・解決がポイントとなってくるのではないだろうか。子どもが健やかに成長してほしいというのはすべての親の願いであり、いじめは本人や家族にとって人生そのものを変えてしまうような事象も起こり得る。受けた側の心の傷はいつまでも残ってしまうこともあるので、このようなことがないように環境を作っていかなければならないと思う。
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーへの相談はかなりの件数対応いただいており相談件数は7,000件以上、支援件数は約2,000件近くで、教員からの相談も増えている印象がある。また弁護士にお世話になるケースも増えている。スクールカウンセラー等の場合、双方時間も資金もかかっている状況であり、早期解決のために弁護士を頼るのもひとつの方法かと思った。まずは子どもがヘルプを出しやすい環境作りと適切な支援ができる

体制を教育委員会と共に作っていかねばならない。

3. 閉会

<市長>

- ・予定していた時間となったので、追加の意見等がなければ令和5年度第1回総合教育会議を閉会させていただく。ご多用中にも関わらずご出席いただき、感謝申し上げます。